

申込みについての留意事項等

1 申込み期限

平成 30 年 4 月 15 日（消印有効：郵便局の集荷時刻に注意）

なお、平成 30 年 4 月 16 日 12 時までに当財団に持参しても差し支えないこと

2 申込みの手順

- (1) 「介護支援専門員証更新のための研修フローチャート」により、受講すべき研修を特定する。
- (2) 「平成 30 年度介護支援専門員研修の受講要件、日程等」を熟読して、自分が受講すべき研修を再確認する。
- (3) 受講する研修の申込書をダウンロードして、必要事項を記入のうえ、添付しなければならない書類のコピーを同封して、申込み期限までに当財団あて送付する。

3 受講までの当流れ

- (1) 当財団において受講申込書の記載事項を点検し、受講要件を満たし必要書類をすべて添付されているかを審査する。（必要に応じて申込者に連絡することがあります。）
- (2) 受講要件を満たし必要書類をすべて必要書類がすべて添付されている申込者（選考がある場合があること）に対し、受講決定通知を発送します。（発送時期は研修によって異なります。）
- (3) 申込者に受講決定通知が届いたときは、書類を熟読して受講するかどうかの意思決定を行い、定められた期限までに手続きを行います。
- (4) この手続きに不備がなければ、当財団から改めて通知することはありませんので、定められた時期までに「研修記録シート」を提出するとともに、通知のあった研修開催時期に会場に参集します。なお、研修によっては、事前に資料を提出することや研修当日に資料を持参することがあります。

4 個人情報の取扱い

受講申込書及び添付書類に記載された個人情報については、適正に管理を行い、当該研修に関する業務（岩手県に対する修了者名簿の提出を含みます。）以外の目的に使用することはありません。

5 研修の修了認定

全科目を修了した者に対し、修了証明書を交付いたします。

次に掲げる場合には、修了証明書を交付しないことがあります。

- ア 欠席や遅刻、早退、中途退席により未履修の科目が生じた場合
- イ 提出課題や書類などに不備、不足がある場合や、提出期限を守らない場合
- ウ 他の受講者の受講の妨げとなる行為、留意事項を守らないことがあった場合

6 その他の留意事項

(1) 申込み時

- ア 受講申込書を送付する前に、コピーしたものを控えとして保管されたいこと
- イ 決定通知は研修によって異なるので、各研修のホームページに掲げて予定時期を確認されたいこと
- ウ 定員を超える場合には優先順位がある場合がありますので、予めご了承くださいこと
- エ 主任更新は、制度の経過措置により受講できる時期が設定されていますので、当財団のホームページ（こちら）を参照のこと

(2) 研修開催時

- ア 講師、他の研修者に礼を尽くし、研修に見合った服装で参加されたいこと
- イ 電話の取次ぎは、原則として行わないこと
- ウ 研修受講中は、携帯電話、スマートホン等の通信機器による通話やメールの送受信、WEBサイトの閲覧は一切に認めないこと
(家族や職場等にこのことをあらかじめ伝え、トラブルがないようにされたいこと。なお、休憩時間に通信機器を使用することは差し支えないこと)
- エ 研修受講中は、食べ物を摂ること（チューインガムを含む。）は一切認めないこと（飲料水等の水分摂取は差し支えないこと）